

屋外広告物の自己点検に関する Q & A

質問番号	分類	質問内容	回答
A01	法令	新しい点検ルールはいつから適用されるのか？	令和2年7月1日以降の申請から新しい点検ルール（点検結果報告書の変更、有資格者点検の一部義務化）が適用されます。したがって、令和2年9月30日で許可が満了する広告物等については、更新申請の際に新しい点検ルールに基づき点検を行っていただきます。
A02	法令	令和2年6月30日以前に許可を受けた広告物等は新しい点検ルールの対象外か？	いいえ。令和2年7月1日時点で現存する全ての広告物等及び同日以降に設置される全ての広告物等に新しい点検ルールが適用されます。
A03	法令	有資格者点検の適用が除外される広告物はあるのか？	幕、のぼり、はり紙、車両ラッピングなど許可の有効期間が1年を超えないもの、壁面広告物等で建物の壁面等（※）に直接塗装又はこれらにシート等で表示する広告物の点検者は有資格者でなくても構いません。 ※広告物を表示することを専らの用途としない物件に限ります
A04	法令	「許可の有効期間が1年を超えない広告物」は有資格者点検不要とのことだが、設置から8年が経過し、かつ、上端の高さが地上から4メートルを超える広告物について、前回の申請で3年間の許可を受けてから2年が経過した場合、許可の「残りの有効期間」が1年となることから、この場合は有資格者点検不要ということか？	いいえ、この場合は有資格者点検が必要です。許可の有効期間とは、許可の残りの期間ではなく、新規又は更新の申請に基づき交付する屋外広告物許可申請書兼許可書（様式第1号）に記載されている「許可期間」（許可の日から許可の満了日までの期間）になりますので、ご質問の広告物については「許可の有効期間が1年を超える（＝許可の有効期間が3年）」の広告物に該当します。
A05	法令	設置から8年が経過した広告物等は全て有資格者点検の対象となるのか？	いいえ。設置から8年が経過した広告物であっても、上端の高さが地上から4メートルを超えない広告物の点検者は有資格者でなくても構いません。
A06	法令	有資格者点検は、8年経過後、具体的には9年目に行う3回目の更新申請時に1度行えば、次回4回目以降の更新申請時には行わなくても良いのか？	いいえ。有資格者点検の対象広告物については、対象となった時から除却（撤去）されない限り、更新申請の都度、有資格者点検を行っていただく必要があります。
A07	法令	有資格者点検の該当要件の1つとして、広告物等の経過年数を「8年」としている理由は？	「屋外広告物点検基準（案）」（一般社団法人日本屋外広告業団体連合会ほか）において定められた広告物等の耐用年数（概ね10年）に準拠しています。 本市では一般的に、許可を受けて表示又は設置されている広告物等（許可の有効期間3年）は、3回目の更新時に表示又は設置から8～9年が経過しますので、これ以降の更新時に有資格者点検を実施いただく趣旨から、「申請時点で8年経過」と規定しています。

屋外広告物の自己点検に関する Q & A

質問番号	分類	質問内容	回答
A08	法令	上端の高さが地上から4メートルを超える広告物は全て有資格者点検の対象となるのか？	いいえ。上端の高さが地上から4メートルを超える広告物であっても、申請時に設置から8年経過していない広告物の点検者は有資格者でなくても構いません。一般的には、許可の有効期間3年の広告物であれば、3回目以降の更新許可申請の際に有資格者点検が必要となります。
A09	法令	上端の高さが地上から4メートルを超えている広告物の許可の更新を申請したいが、いつ設置したかが分からない（経過年数が不明である）場合は有資格者点検が必要なのか？	はい。経過年数が不明の場合には、表示・設置から一定期間が経過しているものと考え、有資格者点検が必要な広告物として取り扱います。（8年を経過していないことが確認できないため）
A10	法令	上端の高さが地上から4メートルを超えている広告物の許可を申請したいが、過去に改修等を行ったことがある場合、経過年数は「改修等の実施後」から算定しても良いか？	いいえ。改修はその内容が多岐に渡り、安全性への影響を逐一正確に把握し得ないことから、改修の有無に拘わらず、経過年数は「表示又は設置」の時点から算定します。 なお、点検の負担軽減の観点から、申請前1年以内に改修を行い、その際に屋外広告物自己点検結果報告書に沿った点検を実施している場合、申請前3月以内の点検を不要とし、当該改善の際の点検結果を報告可能とします。
A11	法令	上端の高さが地上から4メートルを超えている広告物（掲出物件に表示面を取り付け）の許可を申請したいが、表示面（板面）を取り替えている場合、経過年数は「表示面取り替え後」から算定しても良いか？	いいえ。表示面の取り替えは、物件全体の安全性への影響と無関係であることから、表示面取り替えの有無に拘わらず、経過年数は「掲出物件の設置」の時点から算定します。
A12	法令	上端の高さが地上から4メートルを超えると判断する方法は？	広告物（表示面のほか、脚部やブラケットなどの広告物に付帯する構造物を全て含む）の上端の地上高で判断してください。なお、広告物自体の高さが4メートルを超えている場合は、取り付け高さ（位置）にかかわらず、その上端が地上から4メートルを超えています。
A13	法令	更新申請時点で設置から8年を超えている突出広告物を地上から4メートルを超えるビルの外壁に設置しているが、広告物そのものの大きさが非常に小さければ、有資格者点検の適用を除外してもらえるか？	いいえ。有資格者点検の対象要件（経過年数8年超、かつ、上端の地上高4メートル超）に該当する限り、広告物の大きさによって有資格者点検の適用を除外することはありません。 平成27年2月に札幌市で発生した広告物の落下事故では、縦30cm、横150cm、奥行30cm程度の突出広告物が通行人に直撃し、意識不明の重体となっており、規模の小さな広告物であっても、重大事故につながる恐れがあることから、有資格者点検の対象要件に該当する限りにおいて、例外は認めません。
B01	点検方法	有資格者点検、通常点検それぞれについて、点検の方法が指定されているのか？	屋外広告物自己点検結果報告書に沿った点検を行っていただきます。 有資格者点検においては、有資格者が目視、打診等により損傷、変形、腐食等の有無を確認してください。状況に応じて、分解等適切な方法で点検してください。 通常点検においては、少なくとも目視により損傷、変形、腐食等の有無を確認してください。状況に応じて、分解等適切な方法で点検してください。 なお、屋外広告物自己点検結果報告書で定める点検項目は、国の「安全点検指針(案)」で詳細に解説されていますので、点検の参考としてください。

屋外広告物の自己点検に関する Q & A

質問番号	分類	質問内容	回答
B02	点検方法	屋外広告物自己点検結果報告書の点検項目が細かいが、分解点検が必要か？	広告物等の状況によって異なりますので、分解点検の必要性については各自で判断いただき、損傷、変形、腐食等の有無を確実に確認できるように点検を行ってください。
B03	点検方法	高所に設置されている広告物等を点検する場合、高所作業車等を用いる必要はあるか？	広告物等の状況によって異なりますので、高所作業車等の使用については各自で判断いただき、損傷、変形、腐食等の有無を確実に確認できるように点検を行ってください。
C01	資格	有資格者になるための要件は？	次のいずれかに該当する方が有資格者となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告士 ・屋外広告物点検技能講習修了者 ・建築士（1級又は2級） ・電気工事士（第1種又は第2種） ・特殊電気工事資格者認定証（ネオン工事に係るものに限る）の交付を受けている者 ・電気主任技術者（第1種、第2種、第3種のいずれか） ・公共職業訓練（広告美術仕上げ科）の修了者 ・職業訓練指導員免許（広告美術科）を受けている者 ・技能検定合格者（広告美術仕上げ）
C02	資格	地方公共団体が主催する屋外広告物講習会の修了者は有資格者に該当するか？	いいえ。有資格者の該当要件に屋外広告物講習会の修了者は含まれません。
C03	資格	屋外広告業の業務主任者は有資格者に該当するか？	いいえ。有資格者の該当要件に業務主任者は含まれません。ただし、業務主任者である方が屋外広告士等の有資格者の要件に該当する資格等を有していれば、その該当資格等によって有資格者となります。
C04	資格	有資格者の該当要件を満たしていない場合は、たとえ屋外広告業界で長年現場を経験していても有資格者点検を行うことはできないか？	はい。有資格者の該当要件を満たさない限り有資格者点検はできません。 ただし、一定の経験年数と工事件数をお持ちの場合、有資格者の一つである「点検技能講習修了者」となるための講習を受講できる可能性があります。詳細については、一般社団法人日本屋外広告業団体連合会のホームページをご確認ください。 ◎日本屋外広告業団体連合会のホームページ http://www.nikkoren.or.jp/katsudo/tenken-koshu.html
D01	その他	有資格者点検をどこに頼めばよいか分からない。	お困りの場合は、屋外広告物の業界団体である兵庫県屋外広告美術協同組合にご相談ください。 ◎兵庫県屋外広告美術協同組合のホームページ https://www.hyokobi.net/ 同ホームページには「点検業務受付事業所一覧」（同組合の組合員のうち、点検業務の委託を受け付けている業者）が掲載されています。